

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

〔昭和26年3月31日 法律第97号〕

最終改正 平成11年12月22日 法律第160号

(目的)

第一条 この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に
適応するように国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図り、もつて公共の福祉を確
保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然
現象に因り生ずる災害をいう。

2 この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害に
かかつた施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設
の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ。）ことを目的とする
ものをいう。

3 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかつた施設を原形に復旧することが著し
く困難又は不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とする
ものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

4 この法律において「標準税収入」とは、地方公共団体（地方公共団体の組合を除く。
以下本条、第四条及び第四条の二において同じ。）が地方税法（昭和二十五年法律第二
百二十六号）に定める当該地方公共団体の普通税（法定外普通税を除く。）について同
法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定のない地方税については、同法に
定める税率とする。）をもつて、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）で定
める方法により算定した地方税の収入見込額をいう。

[一部改正・昭和二七法二六二・昭和二九法一〇一・昭和三〇法一一八]

(国庫負担)

第三条 国は、法令により地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基
づく港務局を含む。以下第四条、第四条の二及び第六条第一項を除き同じ。）又はその
機関の維持管理に属する次に掲げる施設のうち政令で定める公共土木施設に関する災害
の災害復旧事業で、当該地方公共団体又はその機関が施行するものについては、その事
業費の一部を負担する。

一 河 川

二 海 岸

三 砂防設備

四 林地荒廃防止施設

五 地すべり防止施設

- 六 急傾斜地崩壊防止施設
- 七 道 路
- 八 港 湾
- 九 漁 港
- 十 下 水 道
- 十一 公 園

[一部改正・昭和二七法二〇九・昭和三〇法一一八・昭五九法一九・平成一〇法四〇]

【参照】「法令」＝河川法九条一十一条、海岸法五条、砂防法五条・七条、地すべり等防止法七条・十一条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第十二条・十三条、道路法十二条一十七条、港湾法十二条・三十三条、漁港漁場整備法二十五条、下水道法三条・二十五条の二・二十六条、都市公園法二条の三・五条～五条の三等、「政令」＝本法施行令一条

(国庫負担率)

- 第四条** 前条の規定により地方公共団体に対し国が費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、当該地方公共団体について、その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害につき、第七条の規定により決定された災害復旧事業費の総額を左の各号に定める額に区分して逡次に当該各号に定める率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に対する率による。この場合において、その率は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。
- 一 当該地方公共団体の当該年度（災害の発生した年の四月一日の属する会計年度をいう。以下本条及び第八条の二において同じ。）の標準税収入の二分の一に相当する額までの額については、三分の二
 - 二 当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の二分の一をこえ二倍に達するまでの額に相当する額については、四分の三
 - 三 当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の二倍をこえる額に相当する額については、四分の四
- 2 前項の災害復旧事業費の総額には、前条各号に掲げる施設に関する災害復旧事業で、国が施行するもの（北海道における災害復旧事業で国がその費用の全額を負担するものを除く。）の事業費（二以上の地方公共団体がそれぞれ事業費の一部を負担する場合には、それぞれの団体について、その負担割合に応じその負担に係る事業の事業費をあん分した額）及び地方公共団体の組合又は港務局の施行するものの事業費で、組合又は港務局を組織するそれぞれの地方公共団体の負担すべきものを含むものとする。
- 3 地方公共団体の組合又は港務局の行う災害復旧事業の事業費に対して国が前条の規定により費用の一部を負担する場合における当該事業費に対する国の負担率は、当該組合又は港務局を組織する地方公共団体が当該組合の規約又は港務局の定款で災害復旧事業費の分担について定めた割合を、第一項の規定により算定した当該地方公共団体に対する国の負担率に乗じたものの和とする。

[一部改正・昭和二七法二〇九・昭和三〇法一一八]

(連年災害における国庫負担率の特例)

第四条の二 その年の十二月三十一日までの三年間に発生した災害について第七条の規定により決定された災害復旧事業費の総額がその三年間の各四月一日の属する会計年度の標準税収入の合計額をこえる地方公共団体について、その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害に係る災害復旧事業費に対する国の負担率を定める場合においては、前条第一項第二号中「二倍」とあるのは「標準税収入」と、同項第三号中「標準税収入の二倍」とあるのは「標準税収入」と読み替えて、同条の規定を適用するものとする。

[追加・昭和三〇法一一八]

(直轄事業に対する地方公共団体の負担率)

第五条 第三条各号に掲げる施設について国が施行する災害復旧事業費で、地方公共団体がその費用の一部を負担するものについての当該地方公共団体の負担の割合は、他の法令の規定にかかわらず、当該地方公共団体又はその機関が施行する災害復旧事業で国が施行する当該災害復旧事業の原因となつた災害と同年に発生した災害に係るものに対し第四条（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により国が負担すべき割合を除いた割合によるものとする。

[一部改正・昭和三〇法一一八]

【参照】「他の法令」＝砂防法一四条二項、港湾法五二条二項等

(適用除外)

第六条 この法律は、次に掲げる災害復旧事業については適用しない。

- 一 一箇所の工事の費用が、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下「指定市」という。）（都道府県又は指定市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定市がその組織に加わっているものを含む。）に係るものにあつては百二十万円に、市（指定市を除く。以下同じ。）町村（市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ。）に係るものにあつては六十万円に満たないもの
- 二 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの
- 三 維持工事とみるべきもの
- 四 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 五 甚だしく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 六 河川、港湾及び漁港の埋そくに係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。
- 七 天然の河岸及び海岸の欠壊に係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。

八 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの

九 直高一メートル未満の小堤、幅員二メートル未満の道路その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの

- 2 前項第一号の場合において、一の施設について災害にかかった箇所が百メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止めその他これらに類する施設について災害にかかった箇所が百メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の二以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なものは、一箇所の工事とみなす。ただし、当該工事を施行する地方公共団体が二以上あるものについては、この限りでない。

[一部改正・昭和二七法二〇九・昭和三一法一四八・昭和五九法一九・平成一〇法四〇]

【参照】 一項九号の「主務大臣の定」＝本法施行規則三条

(災害復旧事業費の決定)

第七条 第三条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業及び第五条に規定する国が施行する災害復旧事業の事業費は、地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して主務大臣が決定する。

(国庫負担金の交付方法)

第八条 国は、前条の規定により災害復旧事業費を決定したときは、当該地方公共団体に対し、当該災害復旧事業が施行される各年度において、第四条の規定による国の負担率により負担金を交付する。

- 2 前項の場合において、国は、第四条の規定による国の負担率が決定する前でも、予算の範囲内において、当該年度において施行される災害復旧事業の事業費の三分の二に相当する額を下らない額により、負担金を概算交付することができる。

- 3 国は、前項の規定により負担金を概算交付した場合において、第四条の規定による国の負担率が決定したときは、当該年度内に、その年度中に施行された当該災害復旧事業の事業費に対応する負担金との差額を交付する。但し、その負担金を交付するための支出予算額がその交付すべき差額に対し不足するときは、その不足額を翌年度において交付するものとする。

[一部改正・昭和二七法二〇九]

(緊要な災害復旧事業に対する政府の措置)

第八条の二 政府は、第三条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、これを施行する地方公共団体又は地方公共団体の機関が当該年度及びこれに続く二箇年度以内に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の負担金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。

[追加・昭和三〇法一一八]

【参照】 「政令」＝本法施行令七条の二

(災害復旧事業の監督)

第九条 主務大臣は、災害復旧事業につきこの法律により国の負担金の交付を受ける地方公共団体に対して、当該災害復旧事業を適正に実施させるため、必要な検査を行い、又は報告を求めることができる。この場合において、災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認められるときは、事業の施行に関し必要な指示をすることができる。

2 前項に規定する主務大臣の権限に属する事務（市町村に対するものに限る。）の一部は、政令で定めるところにより、当該市町村の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

[一部改正・昭和二七法二〇九・平成一一法八七]

【参照】二項の「政令」＝本法施行令八条

（災害復旧事業費の精算）

第十条 国の負担金の交付を受けた地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して主務大臣の成功認定を受けなければならない。

（負担金の還付）

第十一条 国の負担金の交付を受ける地方公共団体が、負担金に係る災害復旧事業を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、主務大臣は、負担金のうちその施行しない災害復旧事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。

2 前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。

3 第九条第二項の規定は、第一項に規定する主務大臣の権限について準用する。

（剰余金の処分）

第十二条 地方公共団体は、国の負担金の交付を受けた災害復旧事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金に第四条の規定による国の負担率を乗じた額を国に返還しなければならない。

2 前項の場合において、地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該剰余金を災害復旧事業に使用することができる。

[一部改正・昭和五九法一九]

【参照】二項の「政令」＝本法施行令九条

（市町村の災害復旧事業費）

第十三条 国が市町村に対して交付する災害復旧事業費の負担金の額の算定、交付及び還付並びに災害復旧事業の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより都道府県知事が行う。

2 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付しなければならない。

【参照】一項の「政令」＝本法施行令一二条一項・二項、二項の「政令」＝同令同条三項

（主務大臣）

第十四条 この法律において主務大臣は、第三条各号に掲げる施設の主務大臣とする。

(権限の委任)

第十五条 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

[追加・平成一一法一六〇]

【参照】「政令」＝本法施行令十五条

(事務の区分)

第十六条 第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法廷受託事務とする。

[追加・平成一一法八七、旧第十五条の繰下・平成一一法一六〇]

(実施規定)

第十七条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

[旧第十五条の繰下・平成一一法八七、旧第十六条の繰下・平成一一法一六〇]

附 則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 左の法律は、廃止する。

都道府県災害土木費国庫負担二関スル法律（明治四十四年法律第十五号）

昭和三十五年における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭和三十五年法律第百八十九号）

3 北海道における地方公共団体に対して第三条の規定により国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、当分の間、第四条の規定によって算定した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

4 この法律（第五条及び第六条を除く。）の規定は、第三条各号に掲げる施設について地方公共団体又はその機関が施行する災害復旧事業で昭和二十五年以前の災害に困るもののうち、主務大臣による事業費の決定があつて、国の負担金の全部又は一部の交付をまだ受けていないものについて準用する。この場合において、第四条第一項中「第七条の規定により決定された災害復旧事業費の総額」とあるのは「主務大臣が決定した災害復旧事業費の総額（昭和二十三年一月一日から同年十二月三十一日までに発生した災害については、当該災害復旧事業費の総額に政令で定める率を乗じて補正した額）」と、同条同項第一号中当該年度（災害の発生した年の四月一日の属する会計年度）」とあり、又は同条同項第二号若しくは第三号中「当該年度」とあるのは「昭和三十五年」と読み替えるものとする。

5 第五条の規定は、第三条各号に掲げる施設について昭和三十六年度以降において国がその全部又は一部を施行する災害復旧事業で昭和二十五年以前の災害に困るものについての地方公共団体の費用の負担の割合について準用する。

6 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「この法律により国が補助を行う」を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）により国が費用を負担する」に、「都道府県災害土木費国庫負担ニ關スル法律（明治四十四年法律第十五号）」を「この法律」に改める。

【参照四項後段の「政令」＝本法施行令附則三項】

附 則（昭和二七年法律第二〇九号）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年一月一日以降発生した災害に關し適用する。
- 2 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第四条の改正規定は、同法第三条各号に掲げる施設について地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。）又はその機関が施行する災害復旧事業であつて昭和二十六年中又は昭和二十五年以前に発生した災害に因るもののうち、主務大臣による事業費の決定があつて国の負担金の全部又は一部の交付を昭和二十七年三月三十一日現在において受けていなかったものについて、適用し、又は準用する。

附 則（昭和二七年法律第二六二号）抄

- 1 この法律は、自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日から施行する。

附 則（昭和二九年法律第一〇一号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年度分の地方交付税から適用する。

附 則（昭和三〇年法律第一一八号）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年一月一日以降発生した災害に關し適用する。

附 則（昭和三一年法律第一四八号）

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四百七号）の施行の日から施行する。
- 2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼職禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に關し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四百七号）附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附 則（昭和五九年法律第一九号）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。
- 3 施行日前に発生した災害の災害復旧事業に係る一箇所の工事の費用の最低額及びその工事の範囲については、改正後の第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（下水道法の一部改正）
- 4 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。
第三十四条中「若しくは改築又は災害の復旧」を「又は改築」に、「行なう」を「行う」に改める。
（下水道法の一部改正に伴う経過措置）
- 5 施行日前に発生した下水道の災害の復旧については、前項の規定による改正後の下水道法第三十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（治水特別会計法の一部改正）
- 6 治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。
第一条第二項中「を行なう」を「を行う」に改め、同項第二号中「又は第二号に規定する河川又は」を「に規定する河川、同項第二号に規定する」に改め、「含む。」の下に「又は同項第三号に規定する地すべり防止区域内にある地すべり防止施設」を加え、「行なう」を「行う」に改める。
（激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）
- 7 激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第一百五十号）の一部を次のように改正する。
第二十四条第一項中「激甚^{じん}災害」を「激甚災害」に、「十万円以上十五万円」を「四十万円以上六十万円」に、「五万円以上十万円」を「十五万円以上三十万円」に改める。
（激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
- 8 施行日前に発生した災害の災害復旧事業については、前項の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（建設省設置法の一部改正）
- 9 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。
第三条第十四号中「道路、砂防設備及び海岸」を「海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道」に改める。
第四条第四項中「第七号の四までに規定する事務」の下に「、同条第十四号に規定する事務のうち下水道に関するもの」を加え、同条第五項中「道路の災害復旧工事の指導に関する事務」を「都市局及び道路局の所掌に属するもの」に改める。
第四条の二第三項中「事務」の下に「並びに同条第十四号に規定する事務のうち下水道の災害復旧工事の指導に関する事務」を加え、同条第四項中「砂防設備」の下に「、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設」を加える。
（国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の

一部改正)

10 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和五十八年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第百六十六条のうち、建設省設置法第三条の改正規定中「道路、砂防設備及び海岸」を「海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道」に改める。

附 則（平成一〇年法律第四〇号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の第三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した災害の災害復旧事業について適用する。

第三条 施行日前に発生した災害の災害復旧事業に係る一箇所の工事の費用の最低額及びその工事の範囲については、改正後の第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第四条 激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「四十万円以上六十万円」を「八十万円以上百二十万円」に、「十五万円以上三十万円」を「三十万円以上六十万円」に改める。

（激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日前に発生した災害の災害復旧事業については、前条の規定による改正後の激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（建設省設置法の一部改正）

第六条 建設省設置法（昭和三十二年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十五号中「及び下水道」を「、下水道及び公園」に改める。

附 則（平成一一年法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 [第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二号の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第

五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日
(国等の事務)

第一五九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一六〇条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一六一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一六二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一六三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一六四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二五〇条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二五一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二五二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。